

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス I	(1) 訪問型独自サービス費 (I)	サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス I 日割		サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス II	(2) 訪問型独自サービス費 (II)	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス II 日割		サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス III	(3) 訪問型独自サービス費 (III)	サービス事業対象者(注)・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス III 日割		サービス事業対象者(注)・要支援2 (週2回を超える程度)	123単位	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	(4) 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	(5) 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	(6) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 137/1000		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 100/1000		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 55/1000		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(3)で算定した単位数の 90%		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算 V		(5) 介護職員処遇改善加算 (V)	(3)で算定した単位数の 80%		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	(7) 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 63/1000		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 42/1000		

(注)特別な事情がある場合のみ。特別な事情があるサービス事業対象者とは、退院直後等の短期集中的に複数回の事業を行うことで改善が認められるなど特殊な要件を満たした場合に利用できる。

※「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。